

諮問番号：令和元年度諮問第28号

答申番号：令和元年度答申第29号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、請求人の子（以下「本件児童」という。）について、次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) これまではA判定の療育手帳のコピーにより、障害等級1級の認定を受けて特別児童扶養手当（以下「手当」という。）を継続受給していたが、今回は療育手帳の更新前であったため、本件児童の主治医（以下「本件主治医」という。）が作成した診断書（以下「本件診断書」という。）により手当の受給資格の再認定を申請したところ、A判定の療育手帳は手当の障害等級1級に該当するにもかかわらず、障害等級2級と認定された。

(2) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）の別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）によると、IQ35以下は障害等級1級に該当するとされているところ、本件診断書にはIQ33と記載されているにもかかわらず、障害等級2級と認定された。

(3) 食事、着替え、トイレ及び学校の行き帰りについて、常に介助が必要であり、会話による意思疎通も難しい状態であるにもかかわらず、障害等級1級に該当しないとされた。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされていることから、請求人から提出された本件診断書に基づいて認定したものである。

本件診断書では、発達障害関連症状の言語コミュニケーションの障害が乏しいとされていること並びに日常生活能力の程度が、食事は自立、洗面、排泄及び入浴は一部介助並びに危険物は特定の物、場所はわかるとされていることから、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なもの

に限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」であると判断し、障害等級2級に該当すると認定したものである。

(2) 障害の認定は、知能指数のみに着眼することなく、総合的に判断して認定することとされていることから、前記(1)のとおり障害等級2級に該当すると認定したものである。

(3) 本件児童は、日常生活における援助が一定以上必要であることは理解するが、前記(1)のとおり本件診断書の内容から障害等級2級に該当すると認定したものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師（以下「嘱託医」という。）の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張している。

しかしながら、障害の程度の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき行うこととされているところ、本件診断書の記載内容に基づき、本件児童に適用させるべき認定基準に照らし、嘱託医の審査判定を得て、総合的に判断した上で、本件児童が障害等級1級に該当するとまではいえないとして、原処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、手当の受給資格の再認定の時期は、本件児童の2年後の状態をみるためという趣旨で設定したものであるから、処分庁が、平成29年1月にAと判定された療育手帳に基づくことなく、新たに本件診断書を徴し、それに基づいて原処分を行ったことについて違法又は不当ということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年11月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月29日及び同年12月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書

に基づいて嘱託医が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。また、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断することとされている。

また、認定要領によれば、障害の程度については、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うものとされ、精神疾患（知的障害を含む。）については、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととされている。

なお、療育手帳の障害の程度が「A」と記載されているものは、障害等級1級に該当するものとして認定して差し支えないものとされている。

この点、厚生労働省は、平成16年度の手当等支給事務に係る指導監査において、手当の受給資格の再認定時期を療育手帳の再判定時期に合わせて3年以上としている事例があったことについて、処分庁（北海道知事）に対し、知的障害児については、原則として手当の受給資格の再認定時期がおおむね2年とされている旨及び療育手帳の再判定時期と手当の再認定時期が一致しない場合には、診断書により再認定するなど認定の適正化に努めるべき旨の技術的助言（地方自治法第245条の4第1項）を行い、これを受けて、処分庁は、その旨の措置を講ずることとしたものと認められる。

そこで本件診断書をみると、本件児童は「ダウン症候群」を有しており、知能指数は33で「重度」と判定されている。また、発達障害関連症状の言語コミュニケーションの障害は「乏しい」と、要注意度は「嚴重な注意が必要」とされ、精神医学的総合判定は「重度」と評価されている。

他方、意識障害・てんかん、精神症状並びに問題行動及び習癖は「無」とされ、日常生活能力の程度をみると、食事は「自立」と、洗面、排泄及び入浴は「一部介助」と、衣服は「ボタン不能」と、危険物は「特定の物、場所はわかる」と、睡眠は「問題なし」と、それぞれ評価されている。また、排泄が「一部介助」と評価されたことから、処分庁の職員が本件主治医に状態を確認したところ、本件主治医からは「おむつ不要」との回答があった。

こうした本件診断書に記載された事実関係及び本件主治医からの回答に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、本件児童は障害等級1級に該当するとまではいえないものの、障害等級2級には該当するとした嘱託医の判定及び当該判定を受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子